

畜舎

の建築
コスト

削減

未定稿

できます

令和4年4月1日より、畜舎特例法（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律）が施行され、**建築基準法より緩和された基準で畜舎や堆肥舎の建築が可能**となりました。

建築をする場合は、事前に**畜舎建築利用計画**を作成し、**北海道知事の認定**を受ける必要があります。

QRコード

対象畜舎

畜舎

- ・家畜を飼養する施設（乳牛舎、乾乳舎、分娩舎、豚舎、鶏舎等）
- ・搾乳施設、搾乳舎に飼養施設に付随する集乳施設
- ・飼養施設、搾乳施設若しくは集乳施設に付属する門又は塀（消毒ゲート等）
- ・上記の内部にある①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室

堆肥舎

- ・家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（製品保管庫、スラリーストア、発酵槽、縦型コンポスト等は対象外）
- ・上記の内部にある①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室

主な緩和の概要

高さ 16m以下

屋根の高さ制限が16メートル以下に緩和され、間口を大きく設計することが可能となりました。

面積 3,000m²以下

床面積が3,000m²以下の畜舎や堆肥舎は、**技術基準に係る審査が不要**となりました。

基礎 根入れの深さ

基礎の根入れの深さに関する規定がなくなりました。ただし、本道の積雪寒冷地域の特性を踏まえ、**凍結深度以上の根入れを推奨**します。

構造 材料強度

B構造畜舎の短期許容応力度の材料強度が緩和されました。

畜舎建築利用計画の認定基準

A構造（建築基準法と同等の構造）
+ **簡易な利用基準**（宿泊しない等）

B構造（建築基準法より緩和された基準）
+ **標準的な利用基準** ※
（滞在時間の制限、避難訓練の実施等）

※ 利用基準の内容の一部

1 滞在時間の制限

- ～1,000m² 延べ8時間・人（最大滞在4人）
- 1,000m²～2,000m² 延べ16時間・人（最大滞在8人）
- 2,000m²～3,000m² 延べ24時間・人（最大滞在12人）
- 3,000m²～ 延べ32時間・人（最大滞在16人）

2 避難訓練の実施等

- ・年1回以上の避難訓練の実施と実施記録の保管
- ・従業員等に対する災害時の避難方法に関する説明

畜舎等の設計・建築に当たっては、**地域の気候条件等を踏まえ、建築士と十分に相談**しましょう。

申

請

方

法

3,000m²以下の畜舎

3,000m²超の畜舎

各市町村の条例（地区計画）等に抵触がないか事前の市町村への相談を推奨

《行政庁審査の場合》

《行政庁審査以外の場合》

申請
(農業者、設計事務所等)

申請
(農業者、設計事務所等)

指定確認検査機関
による事前審査の実施

申請
(農業者、設計事務所等)

※提出前の道への事前確認を推奨

受付窓口
(農政部畜産振興課)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

※畜舎等に関する条例（地区計画）等を有する市町村に対して情報提供

利用基準審査
(畜産振興課)

利用基準審査
(畜産振興課)

利用基準審査
(畜産振興課)

技術基準審査
不要

技術基準審査
(建設部)

技術基準審査
不要

消防同意
不要

消防同意

消防同意
(※申請者の事前申請でも可)

審査完了

建設部

認定通知書発行・公表
(畜産振興課)

市町村、消防署

認定通知

完了届出

申請者

・3,000m²超は、使用前の完了届が必要。
・消防署への情報提供は、3,000m²以下に限る。

◆ 畜舎建築特例法の審査事務手数料（1）

《畜舎建築利用計画の認定申請に係る審査手数料》

未定稿

【参考資料2】

規模区分	区分	審査手数料（円）		合計（円）
		利用基準	技術基準	
3,000m ² 以下	—	10,000	0	10,000
3,000m ² 超～5,000m ² 以下	行政庁審査の場合	10,000	149,000	159,000
	指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
5,000m ² 超～10,000m ² 以下	行政庁審査の場合	10,000	249,000	259,000
	指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
10,000m ² 超～20,000m ² 以下	行政庁審査の場合	10,000	361,000	371,000
	指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
20,000m ² 超～50,000m ² 以下	行政庁審査の場合	10,000	505,000	515,000
	指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000
50,000m ² 超～	行政庁審査の場合	10,000	706,000	716,000
	指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要

◆ 畜舎建築特例法の審査事務手数料（２）

未定稿

《認定畜舎等における増築等の畜舎建築利用計画の認定変更申請に係る審査手数料》

規模区分 (増築等の対象面積)	区分		審査手数料（円）		合計（円）
			利用基準	技術基準 (増築後の面積が 3,000m ² 以上の 場合に限る)	
0～30m ² 以下	行政庁審査 の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	5,000	15,000
		技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
30m ² 超～100m ² 以下	行政庁審査 の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	11,000	21,000
		技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
100m ² 超～200m ² 以下	行政庁審査 の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	19,000	29,000
		技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
200m ² 超～500m ² 以下	行政庁審査 の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	28,000	38,000
		技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
500m ² 超～1,000m ² 以下	行政庁審査 の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	50,000	60,000
		技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000

◆ 畜舎建築特例法の審査事務手数料（3）

未定稿

《認定畜舎等における増築等の畜舎建築利用計画の認定変更申請に係る審査手数料》

規模区分 (増築等の対象面積)	区分		審査手数料（円）		合計（円）
			利用基準	技術基準 （増築後の面積が 3,000m ² 以上の 場合に限る）	
1,000m ² 超～3,000m ² 以下	行政庁審査 の場合	技術基準審査を伴う場合	10,000	74,000	84,000
		技術基準審査を伴わない場合	10,000	0	10,000
	指定確認検査機関審査等の場合	10,000	※	10,000	
3,000m ² 超～5,000m ² 以下	行政庁審査の場合		10,000	149,000	159,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
5,000m ² 超～10,000m ² 以下	行政庁審査の場合		10,000	249,000	259,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
10,000m ² 超～20,000m ² 以下	行政庁審査の場合		10,000	361,000	371,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
20,000m ² 超～50,000m ² 以下	行政庁審査の場合		10,000	505,000	515,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000
50,000m ² 超～	行政庁審査の場合		10,000	706,000	716,000
	指定確認検査機関審査等の場合		10,000	※	10,000

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要

◆ 畜舎建築特例法の審査事務手数料（４）

未定稿

《認定畜舎等の工事完了前における畜舎建築利用計画の認定変更申請に係る審査手数料》

規模区分	区分		審査手数料 (円)
0m ² 超～	行政庁審査 の場合	技術基準審査を伴う場合 (総床面積が3,000m ² を超える場合)	56,000
		技術基準審査を伴わない場合	6,000
	指定確認検査機関審査等の場合		6,000+※

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要

《仮使用認定の申請に係る審査手数料》

規模区分	区分	審査手数料 (円)
3,000m ² 超～	行政庁審査の場合	96,000
	指定確認検査機関審査等の場合	62,000+※

※指定確認検査機関等の審査手数料が別途必要

《認定畜舎等の所有者変更等に係る審査手数料》

区分	審査手数料 (円)
譲渡認可申請手数料	10,000
合併認可申請手数料	10,000
分割認可申請手数料	10,000

様式第一号（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

← 20cm以上 →	
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (構造畜舎等)	
認定年月日・番号	年 月 日 第 号
認定した者	
認定計画実施者氏名（名称）	
備 考	

15cm
以上

(注意) (構造畜舎等) には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画の認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

畜舎建築利用計画

1. 申請者の概要

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：

(2) 住所又は主たる事務所の所在地：

(3) 連絡先：

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：

②申請に係る畜舎等の種類

・番号：

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

③申請に係る畜舎等の構造

・番号：

造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(2) 工事施工地又は所在地：

都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）

準都市計画区域内（用途地域外）

都市計画区域及び準都市計画区域外

(3) 規模及び間取り

①番号：

②高さ： m

③床面積：（申請部分 m²）（申請以外の部分 m²）（合計 m²）

④間取り 居住のための居室を有しない。

3. 設計者等に関する事項

(1) 設計者

①代表となる設計者

イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名 :

ハ. 建築士事務所名 : () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地 :

ホ. 連絡先 :

ヘ. 作成した設計図書 :

②その他の設計者

イ. 資格 : () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名 :

ハ. 建築士事務所名 : () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地 :

ホ. 連絡先 :

ヘ. 作成した設計図書 :

(2) 工事監理者

①代表となる工事監理者

イ. 資格 : () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名 :

ハ. 建築士事務所名 : () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地 :

ホ. 連絡先 :

ヘ. 工事と照合する設計図書 :

②その他の工事監理者

イ. 資格 : () 建築士 () 登録第 号

ロ. 氏名 :

ハ. 建築士事務所名 : () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ. 所在地 :

ホ. 連絡先 :

ヘ. 工事と照合する設計図書 :

(3) 工事施工者

イ. 氏名 :

ロ. 営業所名 : 建築業の許可 () 第 号

ハ. 所在地 :

ニ. 連絡先 :

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項 (畜舎等の床面積の合計が3,000㎡超の場合)

合に記載すること。)

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- ①区域、地域、地区又は街区（都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外）：
- ②道路
 - イ．幅員：
 - ロ．敷地と接している部分の長さ：
- ③敷地面積
 - イ．敷地面積：
 - ロ．第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率：
 - ハ．敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
- ④建築面積
 - イ．建築面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
 - ロ．建蔽率：
- ⑤認定等：
- ⑥備考：

(2) 畜舎等別の構造及び設備の概要

- ①番号：
- ②建築設備の種類
 - 電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
 - 冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備
- ③屋根：
- ④外壁：
- ⑤軒裏：
- ⑥便所の種類 水洗 くみ取り
- ⑦第19条又は第20条の規定の適用
 - 第19条本文の規定に該当する畜舎等
 - 第20条ただし書の規定に該当する畜舎等
- ⑧主要構造部が耐火構造等に該当する場合
 - 耐火構造
 - 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
 - 準耐火構造
 - 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）

その他

⑨第26条の規定の適用

第26条第1号に掲げる畜舎等

第26条第2号に掲げる畜舎等

第26条第3号に掲げる畜舎等

第26条第4号に掲げる畜舎等

第26条第5号に掲げる畜舎等

防火地域 準防火地域

第26条第6号に掲げる畜舎等

⑩備考：

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号：

②高さ： m

③床面積：

④構造： 造 一部 造

⑤構造計算に用いたプログラムの名称：

⑥備考：

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 番号：

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間

合 計	時間
-----	----

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 番号：

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法：

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号：

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日：

(3) 工事完了予定年月日：

8. その他必要な事項

(1) 法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

(2) 畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

(3) 特例畜舎等が第48条第2項の規定の適用を受ける場合

第48条第2項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

9. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- ② がある場合は、該当するに✓印を付けること。
- ③ 2.(1)②及び③並びに(3)、4.(2)、5.、6.並びに7.(1)は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 4.(3)は申請に係る畜舎等(独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。)ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

様式第三号（第七十一条関係）

畜舎建築利用計画の認定通知書

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

殿

都道府県知事

年 月 日付で認定申請のあった畜舎建築利用計画については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づき認定しましたので、同条第6項の規定に基づき通知します。

記

1. 認定計画実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：
2. 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
3. 認定に係る畜舎等の種類：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

畜舎建築利用計画の不認定通知書

年 月 日

殿

都道府県知事

年 月 日付けで申請のあった畜舎建築利用計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注意）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項又は第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

畜舎建築利用計画の変更認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の変更を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
3. 変更の概要：
4. 変更の理由：
5. 第80条各号に定める基準の区分：

(注意)

- ① 3. 変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- ② 申請に係る畜舎等（特例畜舎等を除く。）が第80条の規定の適用を受ける場合にあつては、5. に、同条各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」、「ロ」又は「ハ」の別を記入すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六号（第七十二条関係）

畜舎建築利用計画の変更認定通知書

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

殿

都道府県知事

年 月 日付で変更認定申請のあった畜舎建築利用計画の変更については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第3項において準用する同法第3条第3項の規定に基づき認定しましたので、同法第4条第3項において準用する同法第3条第6項の規定に基づき通知します。

記

1. 認定計画実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：
2. 認定畜舎等の工事施工地又は所在地：
3. 認定畜舎等の種類：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

畜舎建築利用計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

都道府県知事

年 月 日付けで変更認定申請のあった畜舎建築利用計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注意）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第3項において準用する同法第3条第3項又は第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第2項の規定により、畜舎建築利用計画の軽微な変更について届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
3. 変更の概要：
4. 変更の理由：

（備考）

- ① 3. 変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- ② 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定畜舎等の建築等工事完了届

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎等の建築等の工事が完了しましたので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 届出に係る工事の概要：
 - (1) 工事施工地：
 - (2) 工事の種類
新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
 - (3) 工事着手年月日：
 - (4) 工事完了年月日：
3. 届出に係る認定畜舎等の概要
 - (1) 番号：
 - (2) 種類
飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎
 - (3) 規模：床面積の合計 m^2
4. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

- ② □がある場合は、該当する□に✓印を付けること。
- ③ 3. は、届出に係る認定畜舎等ごとに記入すること。届出に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 床面積が3,000㎡を超える認定畜舎等にあつては、第75条第1項第1号の規定により、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事の終了時その他都道府県知事が必要と認めて指定する工程の終了時における当該認定畜舎等に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

仮使用認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定を申請します。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

2. 認定畜舎等の建築等の工事の概要

- (1) 工事施工地：
- (2) 工事着手年月日：
- (3) 工事完了予定年月日：

3. 仮使用の概要

- (1) 仮使用期間：
- (2) 申請の理由：

4. 備考

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

仮使用認定通知書

認 定 番 号 第 号

認 定 年 月 日 年 月 日

殿

都道府県知事

年 月 日付で申請のあった仮使用の認定の申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

1. 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
2. 仮に使用し、又は使用させることができる認定畜舎等又はその部分の概要：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定計画実施者の相続届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者の住所

届出者の氏名

届出者の連絡先

下記のとおり、認定計画実施者の地位を承継したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 相続の開始の日：

2. 相続人の氏名、住所及び連絡先並びに被相続人との続柄

氏名、住所及び連絡先	続柄

3. 被相続人の氏名及び死亡時の住所：

4. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

5. 認定畜舎等の所在地：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

譲渡人 住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
連 絡 先
代 表 者 の 氏 名
譲受人 住 所 又 は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
連 絡 先
代 表 者 の 氏 名

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定により、認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

1. 譲渡及び譲受けの予定年月日：
2. 譲渡及び譲受けの理由：
3. 譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
4. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：
5. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項
 - (1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。
(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

6. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(3) 家畜排せつ物の処理方法：

7. 譲受人（法人にあっては、その役員）の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（注意）

がある場合は、該当するに✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

合併認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
合併する法人の名称
代 表 者 の 氏 名
連 絡 先

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
合併する法人の名称
代 表 者 の 氏 名
連 絡 先

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定により、法人の合併について認可を受けたいので申請します。

記

1. 合併予定年月日：
2. 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所：
3. 合併の理由：
4. 合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
5. 合併に係る認定畜舎等の所在地：
6. 合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項
(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B 構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B 構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を

存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

7. 合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(3) 家畜排せつ物の処理方法：

8. 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（注意）

がある場合は、該当するに✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

分割認可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所 又 は
主たる事務所の所在地
分割する法人の名称
代 表 者 の 氏 名
連 絡 先

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

1. 分割予定年月日：
2. 分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：
3. 分割の理由：
4. 分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
5. 分割に係る認定畜舎等の所在地：
6. 分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項
 - (1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計				時間

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

7. 分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(3) 家畜排せつ物の処理方法：

8. 分割により認定畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（注意）

がある場合は、該当するに✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

解散届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者の住所

届出者の氏名

届出者の連絡先

下記のとおり、認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第11条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 解散年月日：
2. 解散した法人の名称及び住所：
3. 解散した法人に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
4. 解散した法人に係る認定畜舎等の所在地：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の利用状況定期報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
報告者の連絡先
代表者の氏名

下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第1項の規定により、報告します。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 認定畜舎等の所在地：
3. 認定畜舎等の概要
 - (1) 番号：
 - (2) 種類
飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎
 - (3) 構造
A構造畜舎等 B構造畜舎等
4. 利用の状況
 - (1) 番号：
 - (2) 認定畜舎等における畜産業の内容
 - ①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）
 - イ. 家畜の種類：

- ロ. 頭数：
- ②飼養形態：
- ③家畜排せつ物の処理方法：

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零としている。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口を特定している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存している。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存している。
- 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存している。

⑤備考

(注意)

- ① がある場合は、該当するに✓印を付けること。
- ② 3. 及び4. は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の滅失届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記のとおり、認定畜舎等が滅失したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第2項の規定により、届け出ます。

記

1. 滅失した認定畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 滅失した認定畜舎等の所在地：
3. 滅失の理由：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十九号（第九十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (構造畜舎等)	
認定年月日・番号	年 月 日 第 号
認定した者	
認定計画実施者氏名(名称)	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
備 考	

25cm
以上

35cm以上

(注意)

- ① 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関

する法律による変更の認定済」とすること。

- ② (構造畜舎等) には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。
- ③ 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。
- ④ 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。